

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（令和元年条例第23号。以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年8月2日

請求内容：名張市が行っている以下の接遇等について行うことを定めている公文書。

- ① 名張市職員の理解する能力の不足に起因する補正命令を出し、市民をわざと困らせるような差別、恫喝、愚弄につながる公務を行う。
- ② 名張市の不備により修正された無茶苦茶な行政指導について謝罪がなく、その影響による補正の期日も指摘するまで変更されず、行政指導の通知に担当部署及び連絡先の記載もないという、市の不備に対して庶民にしわ寄せが行くような公務を行う。
- ③ 上下水道部が、本庁では良くても上下水道部では認めないというような名張市から独立した行政であるがごとのセクショナリズムを来庁者に押し付ける。
- ④ 秘書広報室では、市民に不快な思いをさせた事に関して、公務の不備を正しに行った来庁者に対して、ただ「やっていない」と議論のすり替えだけを行い、不快に感じさせたことに対する説明も謝罪もない。

実施機関の処分：令和4年8月16日付け名人研第520号（公文書不存在決定）

令和4年8月16日付け名相第129号（公文書不存在決定）

処分内容：該当する公文書を作成又は保有していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

上記のような接遇や応対を定めた公文書が存在しなければ、説明責任を果たすために、名張市役所では無茶苦茶な公務を行ってはいけないということの説明にあたる公文書を公開すべきである。

また、本件請求書記載の接遇等を現に行った部署が各自不存在決定を行うことを求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張趣旨

本件決定は、実施機関が本件請求書の記載から合理的に公文書を特定し、決定した適法な処分である。

本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。

また、職員全般の対応に係る公文書公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行う必要はなく、審査請求人の主張は不合理であるため、本件決定を取り消す理由はない

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

審査請求人は、審査請求書において、公文書公開請求書に記載の接遇や応対を行うことを定めた公文書が不存在ならば、説明責任を果たすために、当該の接遇や応対を行ってはいけないことを定めた公文書を公開することを求めているが、当該公文書を作成又は保有していないことによる本件決定は妥当と判断する。

加えて、請求する公文書は当初から公文書公開請求書に明記しなければならず、審査請求人が審査請求書において公開を求めている公文書は、公文書公開請求書にも明記されているとは解せない。

また、不存在決定を各部署から個別に通知した上で本件請求書記載の接遇等を現に行った各部署から公務の説明を求めるという主張についても、公文書の公開

を求めることができるという情報公開制度の趣旨から逸脱している。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 7月 7日	諮問
令和5年 8月 21日	令和5年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和5年 9月 6日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士